【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（外国会社四半期訂正報告書の提出要件）

**第十七条の十八**　法第二十四条の四の七第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国会社四半期訂正報告書（同項に規定する外国会社四半期訂正報告書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】

（改正後）

（外国会社四半期訂正報告書の提出要件）

**第十七条の十八**　法第二十四条の四の七第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国会社四半期訂正報告書（同項に規定する外国会社四半期訂正報告書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（改正前）

（新設）